

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する説明会（令和6年11月27日開催） 配布資料 正誤表

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

ページ	タイトル	箇所	誤	正
■ 説明資料				
23	許可または届出が不要な盛土等 災害の発生のおそれがないと認められる工事	省令の下から2行目	土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの	高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
23	許可または届出が不要な盛土等 災害の発生のおそれがないと認められる工事	省令の一番下の行	工事の施行に付随して行われる <u>もの</u> であって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの	工事の施行に付随して行われる <u>土石の堆積</u> であって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの
37	許可基準への適合 設計者の資格	具体的な資格と必要な書類の⑤の下	-	設計者の資格「⑥ 大学院等に1年以上在学して土木・建築に関する事項を専攻後、土木・建築に関する1年以上の実務経験を有する者」と資格を証する書類「・大学院等の在学証明書、・実務経験証明書」を追加
37	許可基準への適合 設計者の資格	具体的な資格と必要な書類の⑤の下	-	設計者の資格「⑦ 技術士※（建設部門、農業部門、森林部門または水産部門）／⑧ 一級建築士」と資格を証する書類「・該当する資格証明書」を追加、技術士の選択科目に関する注釈を表の右上に追加
44	定期報告 対象規模及び提出書類	枠書き2行目	工事着手から3か月ごとに、報告の時点における土地付近状況写真を添付して提出	許可を受けた日から3か月ごとに、報告の時点における土地付近状況写真を添付して提出

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する説明会（令和6年11月27日開催） 配布資料 正誤表

山梨県 森林整備課・農村振興課・都市計画課

ページ	タイトル	箇所	誤	正
45	定期報告 報告事項	枠書き	工事着手から3か月ごとに、報告の時点における次の事項を定期報告書に記載して提出	許可を受けた日から3か月ごとに、報告の時点における次の事項を定期報告書に記載して提出
62	盛土規制法における主な違反行為及び罰則規定	表の上から4行目、報告徴取拒否等	法定刑の罰金300万円以下、法人重科300万円以下	法定刑の罰金30万円以下、法人重科30万円以下
■ 普及啓発チラシ（着手済み工事の届出）				
3	8 届出が不要な工事、災害の発生のおそれがないと認められる工事	省令の下から2行目	土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの	高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
3	8 届出が不要な工事、災害の発生のおそれがないと認められる工事	省令の一番下の行	工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの